

第48号議案

専決処分の承認を求めることについて

ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が令和元年5月31日に公布され、同年12月16日から施行されたことに伴い、ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例（平成17年ふじみ野市条例第19号）の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例（平成17年ふじみ野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第10条第1項第2号」を「第10条第2号」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に、「同項」を「同法第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月31日

ふじみ野市長 高 畑 博